

# 社会福祉法人磐田厚生会おおふじ学園臨時職員就業規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人磐田厚生会（以下「法人」という。）の経営するおおふじ学園（以下「施設」という。）に勤務する臨時職員の就業及び規律に関する事項を定めるものである。

この規則に定めのないものについては、労働基準法に準拠する。

(職員)

第2条 この規則において臨時職員とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 日々雇い入れられる者
- (2) 2ヵ月以内の期間を定めて雇い入れられる者
- (3) 1年以内の期間を定めて雇い入れられる者

2 この規則で本則とは、社会福祉法人磐田厚生会おおふじ学園就業規則をいう。

(職員の遵守業務)

第3条 本則第3条を準用する。

## 第2章 人 事

### 第1節 採 用

(採用)

第4条 本則第5条を準用する。

(提出書類)

第5条 本則第7条を準用する。

### 第2節 解雇、退職

(解雇)

第6条 臨時職員が次の各号の一に該当するときは30日前に予告をするか、30日分の予告手当を支給して解雇する。ただし、第2条第1項第1号に該当する者を雇い入れ後1ヵ月を経過する以前において解雇する場合又は同条同項第2号に該当する者を雇い入れ後2ヵ月以内を経過する以前において解雇する場合は、解雇予告または予告手当の支給は行なわない。

- (1) 臨時職員の勤務成績不良で勤務に適さないと認められるとき。
- (2) 臨時職員が精神又は心身の障害などのために業務に堪えられないとき。
- (3) 本会の運営上又は業務上やむを得ない事由があるとき。
- (4) 法人の管理する利用者、職員等の特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を故意に、又は重大な過失により漏えい、流出させたとき。

(退職)

第7条 臨時職員が、契約期間内に退職しようとする場合は、14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 臨時職員が次の各号の一に該当するに至ったときはその日をもって退職の日とし、臨時職員の身分を失う。

- (1) 退職を願い出て承認されたとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 契約期間の満了により解雇されたとき。

### 第3章 服 務

(サービスの基本原則)

第8条 本則第17条を準用する。

(サービス心得)

第9条 本則第18条を準用する。

(禁止事項)

第10条 本則第19条を準用する。

(出退勤)

第11条 本則第20条を準用する。

(遅刻、早退、欠勤)

第12条 本則第21条を準用する。

(特定個人情報並びに個人情報の保護)

第13条 本則第23条を準用する。

### 第4章 勤 務

#### 第1節 勤務時間、休憩時間

(勤務時間、休憩時間)

第14条 臨時職員の勤務時間は、1ヶ月単位の変形労働時間制とし、1週当たり40時間以内で、各個別雇用契約において定める。

2 臨時職員の休憩時間は1日につき45分とし、8時間を越えて勤務する場合はさらに15分とする。

3 短期入所事業の始業時刻は午後4時30分とし終業時刻は翌日午前9時30分とする。

#### 第2節 休日及び休暇

(休日)

第15条 臨時職員の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び勤務割振り表に定めた日。(31日・30日・29日の月は9日、28日の月は8日を下回らないものとする。)

(2) その他各個別雇用契約に定めた日

2 前項の休日は、業務の都合で他の日に振り替えることがある。

(年次休暇)

第16条 臨時職員が雇用契約を更新して引き続き雇用され、当初採用の日から6ヶ月間継続勤務し、その間の出勤率が8割以上の者及び1年6ヶ月以上勤務し、6ヶ月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数1年ごとに全労働日の8割以上出勤した者に与える。

2 休暇の日数は、6ヶ月後に10労働日の有給休暇を与える。以後、6ヶ月を超える継続勤務年数1年毎に1日～2日を加え20日を限度とする。

3 前年の残り日数は次年に繰越される。

年次休暇の付与日数

勤続年数	6 ヵ月	1 年 6 ヵ月	2 年 6 ヵ月	3 年 6 ヵ月	4 年 6 ヵ月	5 年 6 ヵ月	6 年 6 ヵ月
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

- 4 年次休暇を受けようとするときは、事前に施設長に請求しなければならない。  
ただし、施設長は請求のあった時期に休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。
- 5 第1項の出勤率の算定には、年次休暇、産前産後の休業、業務上の傷病による休業を取得した期間は、出勤したものとして取り扱う。

(特別休暇)

第17条 臨時職員は、次の場合特別休暇を受けることができる。

- (1) 公務災害、疾病の場合・・・療養に必要な期間  
(2) 忌引の場合

死亡した者	期間
1 配偶者	10 日
2 父母又は子女	7 日
3 祖父母、孫、配偶者の父母、又は兄弟姉妹	3 日
4 伯叔父母	1 日

(3) 本人が

結婚する場合・・・5日以内

- (4) 本人が出産する場合・・・出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合は14週間の日から出産日後8週間を経過するまでの期間
- (5) 生後1年に達しない乳児を女子職員が育てる場合  
・・・1日2回それぞれ30分
- (6) 選挙権、その他公民としての権利を行使する場合  
・・・必要な時間、又は日数
- (7) 天災、地変、その他本人の責に帰すことのできない災害によって就業できないとき  
・・・5日以内
- (8) 生理日の就業が著しく困難な女子職員・・・必要な日数
- (9) 裁判員等、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

- 2 特別休暇を受けようとするときは、事前に施設長に届け出なければならない。ただし、これが不可能な場合は事後速やかに届け出なければならない。
- 3 特別休暇期間中の休日は、休暇の日数に算入される。
- 4 特別休暇中の賃金はこれを支払わない。ただし、業務上の負傷及び疾病の場合における当初の3日間の賃金は支払う。

### 第3節 出張

(出張)

第18条 本則第32、33条を準用する。

### 第5章 給与

(給与)

第19条 臨時職員の給与は、基本給と割増賃金とする。

2 基本給は、別表1で定める金額とし本人と協議して決定する。昇給は12ヶ月以上の期間を経過し、おおふじ学園人事評価票(別表2)の評点に総評、特筆すべき点を加味し、良好な成績で勤務した者に対して、本人と協議の上決定する。

3 割増賃金は、施設長の命により1日の労働時間が8時間を超えて従事した場合及び第15条第1項に定める休日に労働させ代休を与えなかった場合に支払う。

(給与の支払)

第20条 日々雇い入れられる者は、当日の就業が終了したとき当日分を直接現金で本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合はまとめて支払うことができる。

2 期間を定めて雇い入れられる者は、毎月1日より末日締めで計算した分を翌月5日までに直接本人に現金又は銀行振込をもって支払う。

(支払制限)

第21条 遅刻、早退及び私用外出などにより所定の勤務時間を勤務しなかった場合は、その時間に相当する金額を控除して支払う。

(期末勤勉手当)

第22条 期末勤勉手当は、6月1日、12月1日に在職する臨時職員に対し、6月30日、12月10日に支給する。

2 期末勤勉手当の額は次のとおりとする。

下表の金額×在職期間

1ヵ月の勤務時間数	金額
80時間以上勤務	10,000円
70時間～80時間未満	8,000円
60時間～70時間未満	6,000円
50時間～60時間未満	4,000円
40時間～50時間未満	2,000円
10時間～40時間未満	1,000円

(処遇改善手当)

第23条 処遇改善手当は、週所定労働時間が20時間を超える職員を対象に、給与計算月の勤務日数を考慮して、支給する。

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、通勤者の申請に基づき認定し、次のとおりとする。

(1) 片道2km以上4km未満・・・220円

(2) 片道4km以上6km未満・・・280円

(3) 片道6km以上8km未満・・・330円

- (4) 片道 8 km 以上 10 km 未満・・・380 円
  - (5) 片道 10 km 以上 12 km 未満・・・430 円
  - (6) 片道 12 km 以上 15 km 未満・・・490 円
  - (7) 片道 15 km 以上・・・・・・・・・・540 円
- (退職金)

第 25 条 退職金は、支給しない。

(特別措置)

第 26 条 その他運営上の見地より考察し、この規則により難い事情があると認められたときは、理事会の承認を得て、第 19 条から第 25 条の規定にかかわらず特別支給することができる。

## 第 6 章 安全及び保健衛生

(安全、衛生の確保)

第 27 条 本則第 38 条を準用する。

(応急措置)

第 28 条 本則第 39 条を準用する。

(就業禁止)

第 29 条 本則第 40 条を準用する。

(伝染病予防措置)

第 30 条 本則第 41 条を準用する。

(健康診断)

第 31 条 本則第 42 条を準用する。

(災害補償)

第 32 条 本則第 43 条を準用する。

## 第 7 章 表彰及び制裁

(表彰)

第 33 条 本則第 44 条を準用する。

(表彰の方法)

第 34 条 本則第 45 条を準用する。

(制裁)

第 35 条 本則第 46 条を準用する。

(制裁の方法)

第 36 条 本則第 47 条を準用する。

## 附則

- 1 この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。ただし、期末勤勉手当の改正は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条については、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 第 18 条別表 1 の勤務年数は、施行日に関わらず採用されたときから通算する。
- 1 この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 30 年 11 月 16 日から施行し、平成 30 年 10 月 3 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

